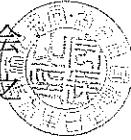


令和元年9月17日

農林水産大臣
江 藤 拓 殿

公益社団法人 日本農業法人協会
会長 山田敏之



令和元年9月台風15号被害に関する緊急要請書

千葉市で瞬間最大風速57.5メートルの強風及び豪雨など、関東に上陸した台風としては観測史上最強クラスの台風15号によって、農地の浸水や土砂流入、一部損壊、水稻・ソバの倒伏や浸水、収穫直前の果実の落果、農業用ハウスや畜舎、農作物貯蔵庫の損壊など、大きな被害が生じています。

併せて、送電線鉄塔や電柱の倒壊、土砂崩れ等に伴う周辺道路の通行止めなどにより、大規模停電が発生して復旧に時間を要していることから、酪農では生乳の冷却ができずに販売不可能乳が発生しています。施設型の養鶏、肉用牛及び養豚では停電により畜舎内の送風ファン、自動給餌機や給水設備が停止し、家畜が暑さやエサ不足等でつい死する事例、停電によると畜場の休止によってと畜ができるない2次的災害など、甚大な被害が発生しています。

このため、経営再建は経営者の自助努力だけでは対応できない状況にあります。

つきましては、国は都道府県、市町村を通じて各地の被害状況を早急に把握し、被害が深刻な地域については早期に激甚災害の指定をするとともに、農畜産業の基盤を守りつつ、被災された農畜産業者の不安を払拭して経営を存続できるよう、以下の事項について、緊急に実施賜りたく要請いたします。

1 被害が深刻な地域について激甚災害の早期指定

2 農地・農業用施設の早期の復旧支援

農地・農業用施設・畜舎の被害にかかる災害復旧事業等による復旧支援、被災した果樹等の改植・未収益期間や被害果実の利用促進等に対する支援、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械・農作物貯蔵庫等の再建・修繕に対する助成を実施いただきたい。

3 農業経営者の経営再建への支援

(1) 農業共済制度の支払手続きの迅速化

農業共済・家畜共済について、損害評価を迅速に行い、共済金の早期支払いを実施していただきたい。

(2) 既往債務者の金融機関等に対する借入金の返済猶予等の緩和措置

被災農業者のが既往融資について償還猶予等の措置や新規融資について円滑な融通が図られるよう関係機関に対して要請するなど早急に対応いただきたい。

(3) 経営再建・発展に向けた制度資金の確保

農業用ハウス等の施設を再建する場合等の設備資金や資材費等の運転資金として、日本政策金融公庫等の低利な制度資金が利用できるよう、また、その際の金利負担軽減措置等に配慮いただきたい。

4 停電対策への支援措置及び非常時対応の強化

大規模自然災害は近年増加傾向であり、一方、大規模な施設型農業経営にとって電力は欠かせないため、万一に備えた非常用電源（蓄電池の配備等）の確保等に要する経費の支援措置を講ずるなど、停電等の非常時の対策を早急に実施していただきたい。

5 通信をはじめとした生活インフラの非常時対応の強化

この台風被害は道路、電気、通信等の生活インフラ被害の甚大さの把握が遅れたこともあり、一部の地域で停電や携帯電話を含めた通信設備等の復旧が遅れているため、自然災害に対する国、地方自治体の初動体制や支援体制の確保等の生活インフラの非常時対応について、改めて検討、構築していただきたい。

以上